

佐賀市福祉タクシー利用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）に対してタクシー利用料金の一部を助成することにより、その生活圏の拡大及び社会参加の促進を図り、もって障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住している障がい者及び本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）に基づき市外の施設へ援護を実施している障がい者（他の市町村が本市内の施設へ援護を実施している入所者は除く。）で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 肢体不自由（上肢、下肢及び体幹の障がい）により身体障害者手帳の1級又は2級（一種2級の者に限る。）の交付を受けた者
- (2) 視覚障がいにより身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者
- (3) 内部障がいにより身体障害者手帳の1級の交付を受けた者
- (4) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がい者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けた者

(助成の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、タクシー利用料金の助成は行わない。

- (1) 対象者、当該障がい者と生計を一にする者及び当該障がい者を常時介護する者が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免措置を受けているとき。
 - (2) 対象者の前年の所得（1月から7月までの間に助成の申請をした場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第20条に規定する額を超えるととき又は対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得若しくは対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるとき。
- 2 前項第2号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(昭和50年政令第207号)第4条に定める所得とする。

(協力機関)

第4条 この要綱によるタクシー利用料金助成の事業の趣旨に賛同し、これに協力する機関(以下「協力機関」という。)は、一般乗用旅客自動車運送事業を営する法人及び個人とする。

(助成額)

第5条 市長は、タクシー利用料金の助成として、1枚200円の福祉タクシー利用助成券(様式第1号。以下「利用助成券」という。)を対象者1人につき年間50枚交付するものとする。ただし、年度の途中において対象者となった者については、次により交付する。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交付枚数	50	46	42	38	34	30	25	21	17	13	9	5

(利用助成券の交付)

第6条 利用助成券の交付を受けようとする者は、市長に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、福祉タクシー利用助成券交付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した障がい者が対象者に該当すると認めるときは、利用助成券を交付する。

3 利用助成券の有効期限は、交付の日の属する年度の3月31日までとする。

4 利用助成券は、再発行しないものとする。

(利用助成券の使用)

第7条 利用助成券の交付を受けた障がい者(以下「受給者」という。)は、協力機関のタクシーを利用したときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転者に提示し、タクシー料金に相当する利用助成券を渡すものとする。この場合において、受給者は、タクシー料金の額以下の利用助成券を渡すものとし、タクシー料金と利用助成金に差額がある場合は、必ず当該額を現金により支払うものとする。

(助成金の支払)

第8条 協力機関は、受給者から受け取った利用助成券を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに、当該利用助成券に表示された助成額の合計額について福祉タクシー利用料金請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該月の末日までに支払うものとする。

(資格喪失の届出)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに福祉

タクシー利用助成資格喪失届（様式第4号）に未使用の利用助成券を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する助成の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 本市に住所を有しなくなったとき。

（不正使用の禁止）

第10条 受給者は、利用助成券の使用に当たっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前条第2号及び第3号の規定に該当した後に利用助成券を使用すること。
- (2) 有効期限を超過した利用助成券を使用すること。
- (3) 利用助成券を他人に譲渡すること。
- (4) その他不正な目的を持って使用すること。

（助成額の返還）

第11条 市長は、前条の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により利用助成券を使用した者に対し、当該使用した利用助成券に表示された助成額の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

切り取り線	平成 年度	福祉タクシー利用助成券	佐賀市	5101
	利用券番号	第 号		
	助成金額	200円		
	利用可能枚数	本券は1回の乗車に複数枚利用可		
	有効期限	平成 年 3 月 3 1 日		
	乗車日	平成 年 月 日		
	取扱事業者			
	発行者	佐賀市長		印

様式第2号（第6条関係）

福祉タクシー利用助成券交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住所 佐賀市
 フリガナ
 氏名 印
 電話 ー
 対象者との続柄

福祉タクシー利用助成券の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

フリガナ				<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
障害者の氏名				
障害者の住所	佐賀市	丁目 番号	町・大字	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日			
手帳番号	<input type="checkbox"/> 佐賀県 () 第 号			
障害区分	1 視覚 2 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） 3 知的 4 内部 5 精神			
等級ほか	1級 ・ 2級 ・ A	自動車税減免の有無	有 ・ 無	
同意書				
タクシー料金利用助成の決定に関して課税資料等を閲覧することに同意します。 平成 年 月 日 （あて先）佐賀市長 氏名 印				

助成券番号	助成枚数	受付印	処理確認
No.	枚		

様式第3号（第8条関係）

福祉タクシー利用料金請求書

平成 年 月 日

（あて先）佐賀市長

所在地

事業者名

代表者名

印

平成 年 月分のタクシー利用料金を下記のとおり請求します。

請求金額 円

利用券枚数 枚
(利用券別添のとおり)

銀行振込先

銀行名	支店名	口座の種類	口座番号
銀行	支店		

様式第4号（第9条関係）

福祉タクシー利用助成資格喪失届

障害者氏名	(男・女)	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
これまでの住所	佐賀市	丁目	番	号		
資格喪失の内訳	死亡	平成	年	月	日	死亡
	転出	平成	年	月	日	転出
	程度の変更					
手帳	手帳番号	佐賀県	()	第	号	
	障害区分	1 視覚 2 肢体不自由 (上肢・下肢・体幹) 3 知的 4 内部 5 精神				
	等級ほか	1 級 ・ 2 級 ・ A				
助成券	助成券番号	平成	年度	第	号	
	発行年月日	平成	年	月	日	
	残り枚数	全部使用 ・ 残り枚数 () 枚				
<p>上記のとおり届出します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>届出人氏名 印</p> <p>佐賀市長 様</p>						